

○豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例

昭和41年10月1日

条例第27号

改正 昭和46年3月31日条例第8号

昭和47年9月30日条例第31号

昭和48年3月31日条例第14号

昭和52年3月31日条例第18号

昭和54年6月17日条例第26号

昭和55年3月31日条例第16号

平成2年3月31日条例第11号

平成3年3月30日条例第27号

平成9年3月31日条例第9号

平成17年6月16日条例第53号

平成21年3月31日条例第17号

令和4年12月16日条例第42号

豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、次のとおり老人福祉センターを設置する。

名称	位置
豊橋市仁連木老人福祉センター	豊橋市仁連木町136番地の2
豊橋市下地老人福祉センター	豊橋市下地町字宮前52番地の1
豊橋市高師老人福祉センター	豊橋市高師町字北原1番地
豊橋市石巻老人福祉センター	豊橋市石巻本町字市場7番地
豊橋市大岩老人福祉センター	豊橋市大岩町字東郷内4番地の5

(一部改正〔昭和46年条例8号・47年31号・48年14号・54年26号・55年16号・平成2年11号・3年27号・21年17号〕)

(使用者)

第3条 老人福祉センターを使用できる者は、市内に居住する者で次に掲げるものとする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) その他市長が適当と認める者

(一部改正〔平成2年条例11号・9年9号・17年53号〕)

(使用の承認)

第4条 老人福祉センターを使用しようとする者は、地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成9年条例9号・17年53号〕)

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とした使用であると認めたとき。
- (3) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(全部改正〔平成17年条例53号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(追加〔平成17年条例53号〕)

(使用承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、老人福祉センターの使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(追加〔平成17年条例53号〕)

(特別の設備)

第8条 使用者は、老人福祉センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(追加〔平成17年条例53号〕)

(原状回復)

第9条 使用者は、老人福祉センターの使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(追加〔平成17年条例53号〕)

(損害賠償)

第10条 使用者は、老人福祉センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(追加〔平成17年条例53号〕)

(指定管理者による管理)

第11条 老人福祉センターの管理は、指定管理者に行わせる。

(追加〔平成17年条例53号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 老人福祉センターの事業として市長が定める事業の実施に関する業務
- (2) 老人福祉センターの使用の承認に関する業務
- (3) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(追加〔平成17年条例53号〕)

(管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところに従い、適正に老人福祉センターの管理を行わなければならない。

(追加〔平成17年条例53号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成2年条例11号・9年9号・17年53号〕)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊橋市老人いこいの家条例（昭和38年豊橋市条例第32号）は、廃止する。

附 則（昭和46年3月31日条例第8号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月30日条例第31号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和48年3月31日条例第14号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和52年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月27日条例第26号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和55年3月31日条例第16号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の日前に、廃止前の豊橋市福祉講堂設置及び管理に関する条例及び改正前の豊橋市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の承認は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成2年3月31日条例第11号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（豊橋市石巻老人福祉センターに係る部分に限る。）、第3条の改正規定及び第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成3年3月30日条例第27号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第9号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月16日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により承認を受けている者は、改正後の第4条の規定により承認を受けたものとみなす。

附 則（平成21年3月31日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第42号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。